

第4章 著名商標等の保護

I. 改正の背景

種々のメディアを広範に利用し大々的に広告宣伝を行う一方で、営々たる企業努力を積み重ねて、自己の商品や役務についての本来の取引者・需要者や営業地域の枠を超えて、全国的に広く知られ、高い名声、信用及び評価を獲得した著名商標は、もはやその本来の商品や役務とは全く関係のない商品や役務について使用されても十分に顧客吸引力を有し、それ自体が貴重な無体財産である。

近年、これらの著名商標について、第三者によるフリーライドが増加し、ひいては出所表示機能が稀釈化することから十全に保護すべきとの要請が高まってきている。また、平成5年の不正競争防止法の改正で、著名商標（分野を問わず、全国的に知られているもの）については出所混同のおそれの有無を問わずに保護されることが明文化されたこともあって、これと併せて商標法においても著名商標と同一又は類似のものを不登録事案としておかないと著名商標の冒用行為が商標法では認められるが、不正競争防止法では不正競争行為として禁止されるという不都合も指摘されていた。

さらに、商品及び人の国際的交流の活性化に伴い、外国で周知・著名な商標の保護の重要性も一層増してきている。外国で周知・著名な商標が我が国で他人によって外国での所有者に無断で出願・登録されたことを巡り、諸外国との間で国際摩擦に発展した事例も少なくない。

このため、工業所有権審議会の答申では、外国の周知・著名商標と同一・類似の商標及び国内商標についての不正目的の出願や我が国内で著名な商標と同一・類似のものについての出願を排除する旨の規定を整備することが適当であり、かつ防護標章制度については存続させることが適当とされた。

II. 改正の概要

- (1) 「日本国又は外国で周知な商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的をもって使用をするもの」を商標の不登録事由に追加した。
- (2) 防護標章制度については、著名性の審査の厳格化を勘案し出願に係る料金を通常よりも高目に設定することとして存続させることとした。なお、今回の改正で、一般の商標権については更新登録出願制度を廃止し更新申請制度に移行することとしたが、防護標章登録に基づく権利については著名商標の保護強化の観点から更新出願制度を維持することとしたので、存続期間の更新について準用していた商標権の存続期間の更新に関する規定を削除したことに伴い、これまで準用していた規定を書き起こした。
- (3) 商標登録が第4条第1項第15号の規定に違反してきた場合であつて、不正の目的で商標登録を受けたものであるときは、無効審判の請求に対する除斥期間は設けないこととした。

III. 商標法の改正条文の解説

1. 不正目的による著名商標等の出願の排除

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

(第一号から第十八号まで略)

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもって使用をするもの(前

各号に掲げるものを除く。

(第二項略)

- 3 第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

(第四項略)

本条は、第3条で商標としての一般的な登録適格を持つものとされた商標についての個々具体的な不登録事由を列举したものである。

第19号では「周知な商標と同一又は類似の商標」を「不正の目的」で使用するものを不登録としている。ここで「周知性」を要件としたのは、使用に基づく一定以上の業務上の信用を獲得していないような商標であつて未登録のものについては、「不正の目的」があるからという理由だけで一律に保護することとするのは、商標の使用をする者の業務上の信用を維持することを目的とし（商標法第1条）、かつ先願登録主義を建前とする我が国法制の下では適切ではないからである。

「不正の目的」の定義である「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは、図利目的、加害目的をはじめとして、取引上の信義則に反するような目的のことをいう。その意義は、不正競争防止法第11条第1項第2号でいう不正の目的の場合と同じである。「不正競争の目的」とせずに「不正の目的」としたのは、取引上の競争関係を有しない者による出願であっても、信義則に反するような不正の目的による出願は全て排除すべきであるからである。不正の目的として具体的に想定されるケースとして、(1)外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願するケースや、外国の権利者の国内参入を阻止したり国内代理店契約を強制したりする目的で出願するケース、(2)日本国内で全国的に著名な商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれまではなくても出所表示機能を稀釈化させたり、その名声

を毀損させる目的をもって出願するケース、(3)その他日本国内又は外国で周知な商標について信義則に反する不正の目的で出願するケース等が考えられる。このような「不正の目的」をもった出願については、従来、第4条第1項第7号（公序良俗違反）及び第15号（出所の混同）の規定に該当するとの解釈によって、これらの規定を適用する運用を行ってきたものであるが、今回の改正ではこのような規定の解釈に頼るのではなく、内外の周知・著名商標と同一又は類似の商標について「不正の目的」をもって登録することは認めないことを明確化したものである。

第3項は、第1項各号に掲げる商標に該当するかどうかの判断時点について規定したものである。第19号については、査定時にこの規定に該当していても、出願時に該当していなければ拒絶されないという趣旨であり、出願時に、周知でなかったり、不正の目的がなかったような場合に、出願後この規定に該当するようになったものまで、不登録にするのは酷に失するという理由による改正である。したがって、第19号で拒絶されるケースは、この規定に出願時にも査定時にも該当する場合のみということになる。

（補説）「日本国内で全国的に著名な商標の保護」について不正競争防止法第2条第1項第2号と同様の規定振りにせず、「不正の目的をもって使用をするもの」の規定で対応することとした理由

不正競争防止法第2条第1項第2号では、著名な標章等の顧客吸引力のフリーライド及びその結果としての出所表示機能の稀釈化を抑制するために「他人の著名な標章等と同一・類似のものを使用する行為」を出所の混同のおそれの有無を問わず不正競争行為として扱う旨が明文化されている。

そこで、商標法でも、同様の規定振りにすることも検討されたが、著名商標と同一・類似の商標の登録を一律に排除することとすると、逆に一般の表示選択の自由を過度に制限することとなる懸念（例えば、新聞の「朝日」、ビールの「アサヒ」、銀行の「あさひ」は互いに使用不可となる解釈も生じうる）があること、及び不正競争防止法においても「著名性」の要

件のみをもって不正競争行為に当たることとはしているものの、実際に差止や損害賠償等の請求が認められるためには「営業上の利益を侵害されるおそれ」等があることが要件となっていること等に鑑みると、要は、著名商標の有する名声に不正にフリーライドしたり、その名声を害しあるいは稀釈化しようといった『不正の目的に基づく出願』を排除することとすればいいのであるから、これを不登録事由としておけば対応は十分可能という考え方に至ったものである。

2. 防護標章制度の扱い

防護標章制度については、制度導入時（昭和34年）とは異なり、不正競争防止法による著名商標の保護が充実してきたこと等を踏まえ廃止してもよいとする考え方もあったが、次の理由により存続させることとした。

- (イ) 不正競争防止法において、著名表示冒用行為（第2条第1項第2号）には、刑事罰の適用がない。他方、防護標章侵害は原商標権の侵害とみなされ刑事罰が適用される。このため、防護標章制度を廃止すると刑事罰による侵害抑制ができなくなり、著名商標の保護レベルが低下することになる。
- (ロ) また、不正競争防止法違反のものは関税定率法による水際規制の対象とはならない（商標権侵害は対象となる）ため、防護標章制度を廃止するとその面での保護がなされなくなる。
- (ハ) 防護標章は基本の登録商標と物理的に同一でなければ登録されないが、現実国内及び水際を含め、デッドコピーによる被害は少なくないため、依然として利用価値がある。

ただし、登録時点で著名性や混同のおそれを固定化してしまい、現在では著名とはいえないものまで存続しているという運用上の批判もあったので、設定登録時及び更新時の著名性のチェックを厳格に行うこととし、これを勘案して、出願に係る料金を通常よりも高目に設定することとした。

防護標章制度に関する今回の改正は次のとおり。

(1) 出願の変更

(出願の変更)

第六十五条 (第一項略)

- 2 前項の規定による出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。
- 3 第十条第二項及び第十一条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

本条は、商標登録出願を防護標章登録出願に変更するための規定である。

第2項は、商標登録出願を防護標章登録出願に変更ができる期限について規定しており、今回の改正で登録前の異議申立制度を廃止したことに伴い、その期限を「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があるまで」から「査定又は審決が確定するまで」に改めた。

第3項は、出願変更の効果について第10条第2項（出願日の遡及）及び第11条第4項（もとの出願の取下げ）の規定を準用するものであって、今回の改正で第10条（出願の分割）の規定を改正したことに伴い、所要の修正を行ったものであり内容に変更はない。

(2) 防護標章登録に基づく権利の存続期間及びその更新登録

(防護標章登録に基づく権利の存続期間)

第六十五条の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

- 2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。

今回の改正で、一般の商標権については、今時加入を予定している商標法条約が商標権の存続期間の更新に際しての「標章の使用に関する供述書又は証拠」の提出を禁止し（第13条(4)(iii)、「実体についての審査」を禁止していることから（第13条(6)）、更新登録出願制度を廃止し更新申請制度に移行することとしたが、防護標章制度については、商標法条約の上記規定の留保が可能であることもあって（第21条）、我が国における著名商標の保護強化の観点から更新出願制度を維持することとした。

したがって、防護標章登録に基づく権利の存続期間及びその更新については、従来旧第68条第3項において準用していた商標権の存続期間の更新に関する規定を削除したことに伴い、これまで準用していた規定を書き起こすこととし第65条の2から第65条の10の規定を新設した。

本条第1項は、防護標章登録に基づく権利の存続期間が商標権の存続期間と同様、設定登録の日から十年をもって終了することを規定したものであり、第2項は、必要であれば更新登録の出願についての拒絶事由（登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなったとき）に該当する場合を除いて何回でも存続期間を更新することができる旨を規定したものである。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）

第六十五条の三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

をする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 防護標章登録の登録番号
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、

その責めに帰することができない理由により前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時（前項の規定による出願があつたときはその出願の時）に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

本条は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録についての手続の大綱等を定めたものである。

第1項は、更新登録の出願にあたって提出しなければならない願書について規定している。第1号及び第2号は、旧第68条第3項で準用していた旧第20条第1項に規定されていたものに対応するものである。第3号は、今回の改正で新たに加わったものであるが、「通商産業省令で定める事項」とは、具体的には、更新に際し一部の区分を縮減する場合の「更新される政令で定める商品及び役務の区分」や代理人が選任されている場合の「代理人に関する事項」等である。

第2項は、防護標章登録に基づく権利の更新登録の出願をなし得る期間についての規定である。なお、防護標章登録に基づく権利については、更新すべき期間内に当該更新を怠った場合であっても、通常は他人が防護標章と同一又は類似の商標について登録を受けることはない（審査において第4条第1項第15号により拒絶）と解されることから、商標法条約に対応させるために設けた第20条第3項に相当する猶予期間は設けないこととした。すなわち、このような猶予期間を設けなくても、防護標章登録出願を直すことにより、再度防護標章登録を受けることが可能であるからである。

第3項は、更新登録出願人に不責事由がある場合は、防護標章登録に基づく権利の更新登録の出願をすることができる期間を延長することができる旨の規

定であり、第4項は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があったときは、存続期間は更新されたものとみなす旨の規定である。

第六十五条の四 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その出願に係る登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたとき。

二 その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき。

2 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

本条第1項は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願を拒絶すべき場合を規定したものであり、第2項は、前項第1号又は第2号に規定する拒絶すべき事由に該当しない出願については、更新登録をすべき旨の査定をする旨を規定したものである。

第六十五条の五 第十四条及び第十五条の二並びに特許法第四十八条（審査官の除斥）及び第五十二条（査定的方式）の規定は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の審査に準用する。

本条は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願についての第14条（審査官による審査）及び第15条の2（拒絶理由の通知）並びに特許法上の審査に関する規定の準用規定である。なお、第15条の3の規定（先願未登録商標に基づく拒絶理由の通知）を準用していないのは、防護標章登録に基づく権利についての更新の審査にあたっては、第4条第1項第11号の拒絶理由は

問題とならないからである。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新の登録)

第六十五条の六 次条第一項の規定による登録料の納付があつたときは、
防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しな
ければならない。

- 一 防護標章登録に基づく権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は
居所
- 二 登録番号及び更新登録の年月日
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

本条第1項は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に対し登録をすべき旨の査定があり、登録料の納付があつたときには、その登録をする旨の規定で、更新の効果はこの登録により生ずる。ただし、この登録が存続期間の満了日後となっても、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が更新手続期間内にされれば、一応存続期間はその満了の時に更新されたものと取り扱われることとなるので(第65条の3第4項)、満了日から登録日までの間の防護標章登録に基づく権利が空白になることはない。

第2項は、更新登録があつたときは、防護標章登録に基づく権利を有する者の氏名等を商標公報に掲載することにより、その事実を一般に周知させようとするものである。第3号でいう「前二号に掲げるもののほか、必要な事項」とは、更新された商標権について区分の縮減がある場合の「更新後の政令で定める商品及び役務の区分」や代理人が選任されている場合の「代理人に関する事項」等をさす。

(3) 登録料

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、十二万円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 第四十条第三項及び第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

本条は、防護標章登録の登録料についての規定であり、旧第68条第3項において準用する旧第40条で規定していたものを書下したものである。

第1項は設定の際の登録料を、第2項は存続期間の更新の際の登録料をそれぞれ規定したものである。防護標章は使用するために登録するものではなく、他人の使用を防ぐために登録するものであり、無用な商標を更新させないという不使用商標対策としての料金引上げを考慮する必要はないため、更新登録料については通常商標の場合とは異なり、これを引き上げることなく従前の料金を据え置いた。

第3項は国に属する商標権については登録料の納付が不要である旨の規定と、登録料の納付は特許印紙又は現金による旨の規定を準用している。

ちなみに、防護標章登録された権利は、著名商標を他人が非類似商品について使用して混同が生ずることを防止するためのものであり、その権利の性格上十年の存続期間の途中で権利の維持を見直すという必要性はないと考えられるので、登録料の分割納付制度は採用しなかった。

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 前条第一項の規定による登録料は、防護標章登録をすべ

き旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定による登録料は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。

本条は、防護標章登録に基づく権利の設定及び更新の登録の際の登録料の納付期限について定めたものである。第2項は一般の商標の場合(第41条第3項)と違い、更新についても出願・審査・査定等の手続を経るのでその納付期限を定めたものである。

(利害関係人による登録料の納付)

第六十五条の九 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、第六十五条の七第一項又は第二項の規定による登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

本条は、利害関係人による防護標章に基づく権利の設定及び更新の登録の際の登録料の納付について規定したものである。旧第68条第3項で準用していた旧第43条で更に準用していた特許法第110条と同趣旨の規定である。

(過誤納の登録料の返還)

第六十五条の十 過誤納に係る第六十五条の七第一項又は第二項の規定による登録料は、納付した者の請求により返還する。

2 前項の規定による登録料の返還は、納付した日から一年を経過した後

は、請求することができない。

本条は、過誤納の登録料の返還についての規定である。第1項は納付した者の請求を待って返還することを定め、第2項は納付した日から一年を経過した後は返還請求を認めない旨を定めたものである。一般の商標権についての登録料の返還に関する第42条に相当する規定であるが、防護標章については登録料の分納制度を採らないので、同条第1項第2号に当たる規定（分納の後半分の登録料が異議申立による取消又は無効審判による無効により返還される場合）はない。

(4) 防護標章登録に基づく権利の附随性

(防護標章登録に基づく権利の附随性)

第六十六条 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権を分割したときは、消滅する。

2 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権を移転したときは、その商標権に従つて移転する。

3 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権が消滅したときは、消滅する。

本条は、防護標章登録に基づく権利の附随性についての規定である。

第1項は、防護標章登録に基づく権利を伴っている商標権を指定商品又は指定制務によって分割した場合は、当該防護標章登録に基づく権利はどの商標権に随伴するか不明であるので、この場合は防護標章登録に基づく権利は消滅することとした。改正前の第1項ただし書は、防護標章登録に基づく権利は商標権を分割して移転した場合には消滅するとしていたが、今回の改正により移転を伴わない商標権の分割の制度を導入したことに伴い(第24条)、移転の有無に関係なく商標権を分割した場合には、当該防護標章登録に基づく権利は消滅す

ることとした。

第2項は、旧第1項本文と同趣旨の規定を書き起こしたものであり、防護標章登録に基づく権利は、防護すべき商標権が移転したときはこれに従って移転することを明記した。

第3項は、改正前の旧第2項を繰り下げたものである。

なお、本条中「基く」を「基づく」に改めた。

(5) 商標に関する規定の準用

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 第五条、第五条の二、第六条第一項及び第二項、第九条の二から第十条まで並びに第十三条第一項の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中「三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分」とあるのは ^{〔三} 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号 ^四 の区分 と、第五条の二第一項中「四 指定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは ^{〔四} 指定商品又は指定役務の記載がないとき。 ^五 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。 ^{と読み替えるものとする。}

2 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の二までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を

む。)第五十三条第二項」とあるのは、「第六十四条」と読み替えるものとする。

- 3 第十八条、第二十六条から第二十八条まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。
- 4 第四十三条の二から第四十六条の二まで、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中「第三条、第四条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四条の規定若しくは条約」と読み替えるものとする。
- 5 第五十七条から第六十三条の二までの規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九条第二号中「第三十七条各号」とあるのは「第六十七条第二号から第七号まで」と、第六十条中「商標登録に係る商標権」とあるのは「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」と、「商標登録出願」とあるのは「防護標章登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と、「商標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標」とあるのは「について当該登録防護標章と同一の商標」と読み替えるものとする。

本条は、防護標章についての商標に関する規定の準用であり、今回の改正に伴って所要の規定の整備を行ったものである。

(6) 出願手数料

別表（第七十六条関係）

	納付しなければならない者	金額
一	略	略
二	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき一万二千円 に一の区分につき三万円を加えた額
三 ～ 八	略	略

防護標章登録出願（更新登録出願も含む）の手数料は商標法別表に掲げる金額の範囲内において政令（特許法等関係手数料令）で定める額となるところ（第76条第2項）、同別表では従来の「1件につき2万千円」を「1件につき1万2千円に一の区分につき3万円を加えた額」に引き上げた。著名性の審査の厳格化等を勘案したものである。

3. 第4条第1項第15号違反を理由とする無効審判請求の除斥期間の廃止

第四十七条 商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第十一号から第十四号まで若しくは第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき（不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、商標登録が第四条第一項第十五号の規定に違反してされたとき

き(不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。)又は商標登録が第四十六條第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

本条は、商標登録無効審判の請求に対する除斥期間についての規定である。

「第四條第一項第十五号」の規定に違反して登録された場合に「(不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。)」としたのは、第4條第1項第10号(周知商標)については、不正競争の目的で登録を受けた場合に除斥期間を設けていないのに、第4條第1項第15号(非類似の商品・役務に使用しても混同を生ずるおそれがある周知度の高い商標)については除斥期間(5年)を設けたまよとなっているところ、両者間に差異を設ける格別の理由も見出せないで、今般の改正で、第4條第1項第15号についてもいわゆる「悪意」で登録を受けた場合には除斥期間を外すこととしたものである。

なお、WTO・TRIPS協定第16條3は、各加盟国に、周知商標の保護についてのパリ条約第6條の2の規定を、非類似の商品(役務)間にも混同等が起ることを条件に適用すべきことを義務付けているところ、パリ条約6條の2(3)は、他人の周知商標について「悪意」で登録を受けた場合には、この登録を無効にすることについて除斥期間を設けないこととしているので、今般の改正により、これらの条約上の規定とも符合することとなる。

また、第4條第1項第15号は、第4條第1項第10号の場合(同一・類似の商品(役務)間、すなわち競争関係が存在する場合での問題として扱うことで足りる)とは異なり、非類似の商品(役務)の間、すなわち競争関係が存在しない同業者以外の者の間にも適用があるものであるから、単に「不正競争の目的」では狭いので、これをも含めた「不正の目的」の文言を使用した。